



北上記者クラブ加盟者 各位

 **北上市** KITAKAMI CITY

令和6年4月2日
まちづくり部地域づくり課
多様性社会推進係
電話：0197-72-8300（直通）

北上市パートナーシップ宣誓制度

— 令和6年4月1日 制度開始 —

1 制度の概要

(1) 目的

様々な生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の気持ちに寄り添い、パートナー及び家族であることが尊重され、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現を目的としています。

(2) 内容

戸籍上の性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活で継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人が、市にパートナーシップ関係にあることを届出・宣誓を行い、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する受領証等を交付します。

また、宣誓する2人の子や親を加えて宣誓することができます。（当該子又は親の同意書が必要です。15歳未満の子は不要。）

(3) 宣誓の要件

双方又は一方が性的マイノリティである2人が、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・成年（満18歳）に達していること。
- ・少なくとも一方が市内に住所を有していること又は宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ・配偶者がいないこと。
- ・他の人とパートナーシップ関係にないこと。
- ・民法で定められている近親者でないこと。（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）

(4) 手続き方法

- ・宣誓を希望する日の原則10日前までに宣誓日をメール又は電話で、地域づくり課へ予約します。
- ・宣誓日当日に、必要書類を持参のうえ宣誓場所に2人で来庁し、宣誓書に署名します。
（宣誓場所：北上駅西口前 おでんせプラザぐるーぶ3階）
- ・宣誓書受領証及び受領証カードを市が交付します。

2 利用可能な市のサービス

- ・市営住宅への入居申込み
- ・り災証明書の申請（火災を除く）

- ・北上市親元就農支援事業費補助金の申請
- ・世帯が同一の場合、住民票の続柄を「縁故者」とすることが可能

3 他自治体との連携

岩手県内のパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と連携し、転入先自治体の要件を満たす場合に、制度利用者の住所異動に伴う手続きの簡素化を図ります。